

議案第 40 号

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 2 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、市道の
路線を次のとおり廃止する。

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
1-3068 号線	つくば市泉 2337 番地先から	
	つくば市泉 2337 番地先まで	
5-3127 号線	つくば市上萱丸 148 番 1 地先から	
	つくば市上萱丸 151 番 1 地先まで	

（提案理由）

市有地払下げに伴い市道を廃止するため、この案を提出するものである。

つくば市 9 月定例会議

市道廃止図面

目 次

路 線 名	起 点	理 由	頁	延長 (m)
	終 点			
1-3068号線	つくば市泉2337番地先から	市有地払下げに伴い市道を廃止するため	1, 2	13.2
	つくば市泉2337番地先まで			
5-3127号線	つくば市上萱丸148番1地先から	市有地払下げに伴い市道を廃止するため	3, 4	62.2
	つくば市上萱丸151番1地先			

合計路線	2本
合計延長	75.4m

市道廃止路線位置図

1:5,000

つくば北警察
センター



13.5

15.6

小

小泉児童館

水山

龍

社

児童館

14.5

泉

泉

隧道

道

長

泉山橋

4

下手児童館

0

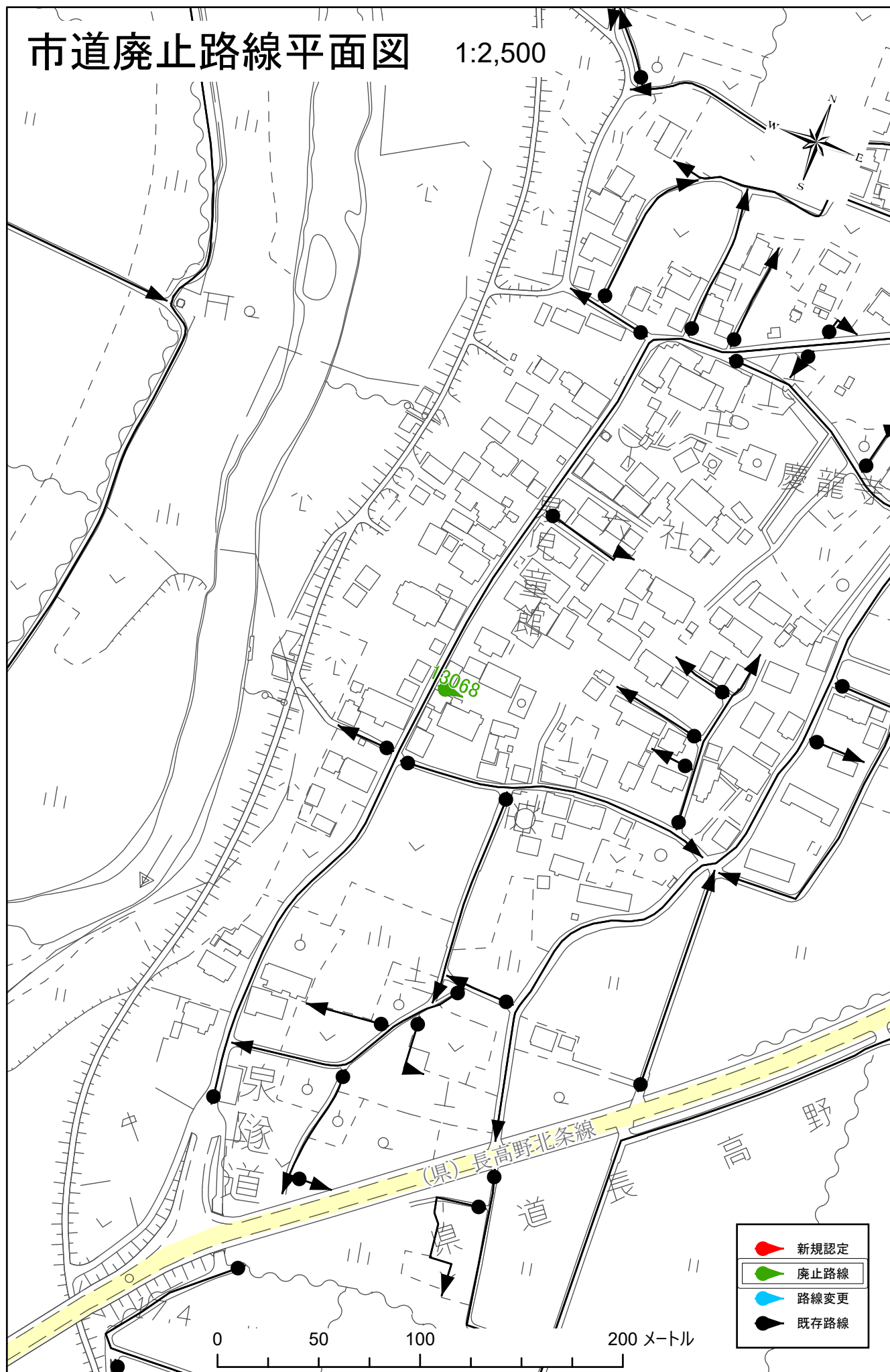
125

250

500メートル

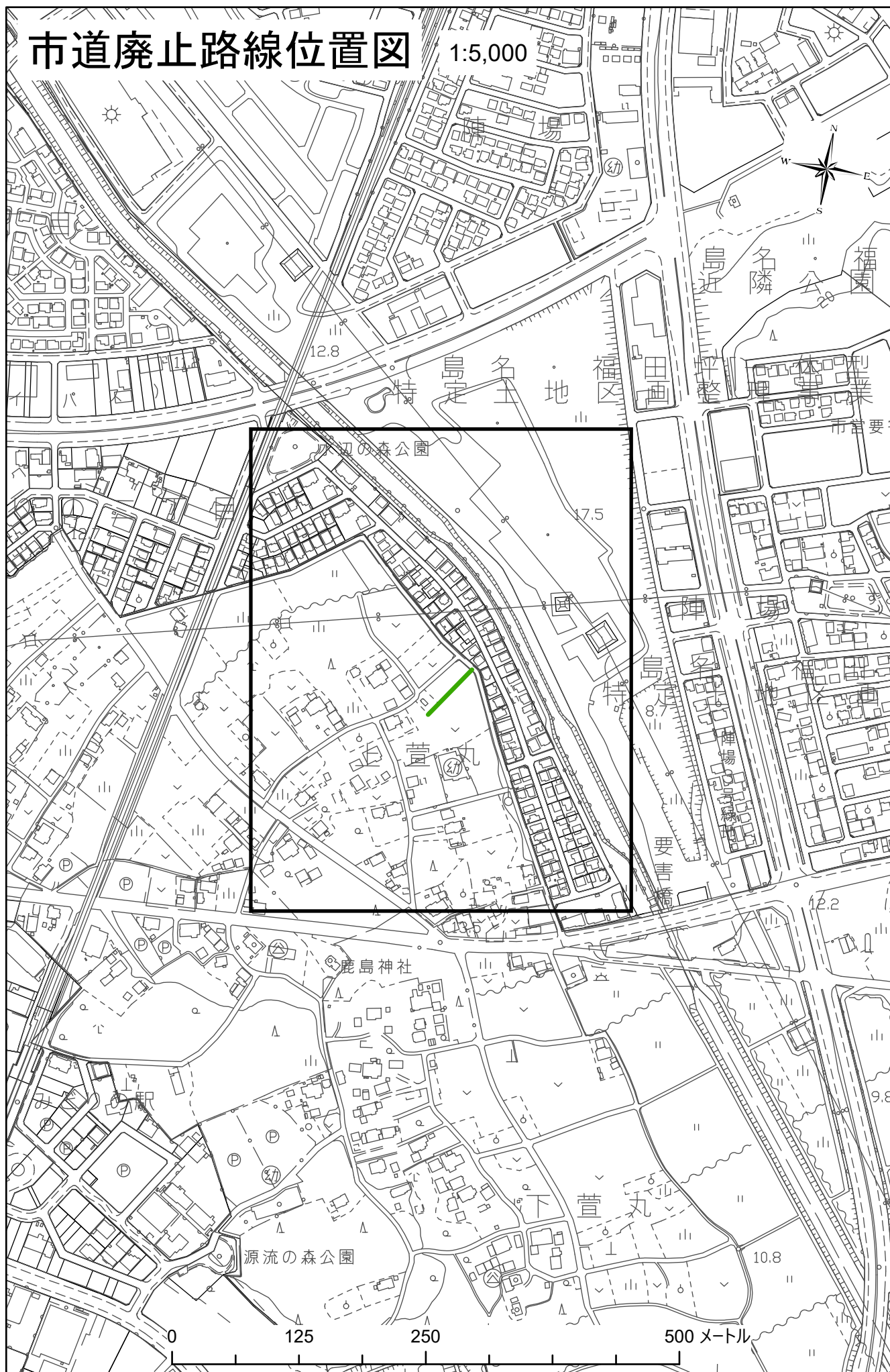
市道廃止路線平面図

1:2,500



市道廃止路線位置図

1:5,000



市道廃止路線平面図

1:2,500

